

第2期中心市街地活性化協議会推進体制(案) 各組織の概要

	全体会議	運営会議	プロジェクト会議
設置根拠	中心市街地の活性化に関する法律第15条 大津市中心市街地活性化協議会規約第11条及び第12条	大津市中心市街地活性化協議会規約第11条及び第13条	大津市中心市街地活性化協議会規約第11条及び第14条 大津市中心市街地活性化協議会 プロジェクト会議規程
役割	<ul style="list-style-type: none"> 2期計画全体の総合調整 情報共有 協議会の事業計画、予算の審議 規約の改廃に関すること 役員の選任 等 	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の協議事項の調整 2期計画の進捗管理、調整 ※プロジェクト間の連携 ※未実施事業等のフォロー 情報発信に関すること 協議会の事業計画、予算(案)の作成 協議会の予算の執行管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> 運営会議の協議事項の調整 事業に向けた調査・研究 事業の企画・立案(事業計画、予算含む) 事業の実施 情報収集 等
委員	<p>中活法第15条(規約第6条)に基づく構成員において、各構成員が指名した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ㈱まちづくり大津 大津商工会議所 2期計画の事業実施主体 2期計画の実行に密接に関連する団体等 大津市 	<p>以下に示す者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㈱まちづくり大津 [運営会議担当取締役] 大津商工会議所 [専務理事] 各プロジェクト会議のリーダー、サブリーダー 大津市 [都市再生課長] 	<p>個別事業の企画・立案、実施をしようとする者</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト会議のリーダーは全体会議の委員の中から会長が指名。全体会議及び運営会議の委員に就任する。 プロジェクト会議のサブリーダーは、リーダーが指名。運営会議の委員に就任する。 その他の委員はリーダーが指名した者(全体会議委員以外の者も参加可能)
まちづくり会社との関係	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役が委員に就任 取締役(運営会議担当)が委員に就任 事務局として会議を運営 	<ul style="list-style-type: none"> 取締役(運営会議担当)が委員に就任 事務局として会議を運営 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局として会議を運営
1期計画との違い(改善点等)	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト会議、運営会議、まちづくり会社の取締役会を経た内容を審議する。 ※議題内容の熟度が高い ※多数の関係者の意見が反映 	<ul style="list-style-type: none"> 適宜開催することにより、計画の進捗を把握し、柔軟かつ効果的な運営を行う。 プロジェクト会議間の連携を図る ※効果的な事業実施 未実施事業に対するフォローを検討、実行 情報発信(協議会、会社HP運営)の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 中活協議会の予算を活用することで事業の実行性を高める。 ※事業の企画→予算要求プロセスが必要 各プロジェクトのリーダー、サブリーダーの協議会の運営面での関わりを強化(運営会議への参加)することで、実行性及び事業効果を高めるとともに責任を明確化